

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	フラックス入りノンガスワイヤー 軟鋼用
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当部門	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
整理番号	M250623
推奨用途	溶接材料
使用上の制限	溶接材料としての用途以外に使用しないこと

2. 危険有害性の要約
化学品のGHS分類

健康有害性	急性毒性(経口) 区分4 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(呼吸器) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(呼吸器、骨、心血管系、神経系、腎臓、筋肉系) 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない(分類対象外)が分類できない。
-------	---

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語
危険有害性情報

危険
H302 飲み込むと有害
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H371 呼吸器の障害のおそれ
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、骨、心血管系、神経系、腎臓、筋肉系の障害のおそれ

注意書き
安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
粉じんを吸入しないこと。(P260)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
飲み込んだ場合: 気分が悪いときは医師に連絡すること。
(P301+P312)
ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。
(P308+P311)
気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
口をすすぐこと。(P330)

保管
廃棄

施錠して保管すること。(P405)
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

GHS分類に関係しない又は
GHSで扱われない他の危険
有害性

溶接作業に伴う危険有
害性

アーク溶接ではヒューム、ガス、有害光線(強い可視光線、赤外線及び紫外線)、スパッタ、スラグが発生する。アーク溶接作業による危険有害性としては、次のようなものがある。
電撃 : 感電により死に至ることがある。
ヒューム : ヒュームを多量に吸入した時は金属熱と呼ばれる症状が生じることがある。長期間吸入した場合、じん肺になることがある。
ガス : ガスによる中毒を引き起こすことがある。通風の不十分な場所での溶接作業では、酸素欠乏の危険性がある。
有害光線 : 紫外線により電気性眼炎を起こすことがある。赤外線により白内障、網膜の熱損傷などの障害を起こすことがある。

スパッタ、スラグ：飛散するスパッタやスラグによって、目を傷めることが
ラグ、アーク がある。スパッタ、スラグ、溶融金属、アーク熱などにより、
熱など やけどや火災を引き起こすことがある。溶接直後の熱い
溶接物に触れると、やけどすることがある。

3. 組成及び成分情報 化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲%	官報公示整理番号		CAS番号
		化審法	安衛法	
鉄粉	50～100	対象外(元素)	既存(元素)	7439-89-6
フッ化バリウム	1～5	(1)-82	既存	7787-32-8
フッ化カルシウム	1～5	(1)-179	既存	7789-75-5
アルミニウム	1～5	対象外(元素)	既存(元素)	7429-90-5
マンガン	0.76	対象外(元素)	既存(元素)	7439-96-5
マグネシウム	0.1～1	対象外(元素)	既存(元素)	7439-95-4
シリコン	0.1～1	対象外(元素)	既存(元素)	7440-21-3

※営業秘密のため、労働安全衛生法の通知対象物質の含有量は幅表示とした。

4. 応急措置

全般的注意事項

鋼材は通常状態で固体であり、一般的な環境下では応急措置が必要な事態は発生しないが、鋼材の加工により発生した粉塵/ヒュームを吸入した場合や飲み込んだ場合、又、粉塵/ヒュームが皮膚に付着した場合は、下記に示す応急措置の後、必要に応じて医師の診察又は手当てを受けること。

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。
気分が悪い時は、医師の診察/手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

多量の水/石鹼で洗うこと。
皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診察/手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合

眼の刺激が持続する場合は、医師の診察/手当てを受けること。
口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
医師の診察/手当てを受けること。

急性症状及び遅発性症状の 最も重要な症候症状

金属ヒューム熱

応急措置をする者の保護に 必要な注意事項

救護者が発生した粉塵/ヒュームを吸入しないよう、マスク、手袋、ゴーグルなどの保護具を着用する。

溶接作業における事故の場 合

鋼材切断端面及び切削屑等で皮膚を傷つけた場合：傷口の清潔を保つ。
やけどした場合 患部を冷やす事。衣服が燃えた場合は剥がさずに、衣服の上から冷水を注いで冷やす事。医師の診断/手当を受けること。

感電した場合

電源を切り、被災者を電気回路から引き離す事。意識がないか、反応が鈍い場合は、気道の確保を行う事。呼吸がない場合は心臓マッサージを行う事。医師の診断/手当を受けること。

酸欠の場合

被災者を新鮮な空気のある場所に移動する事。意識がないか、反応が鈍い場合は、気道の確保を行う事。呼吸がない場合は心臓マッサージを行う事。医師の診断/手当を受けること。

アーク等により火傷した場合は、患部を冷やす。

5. 火災時の措置

全般的注意事項

鋼材は不燃性(固体)の状態であるが微粉は燃焼爆発性がある。

適切な消火剤

火災の状況に適した消火剤(粉末消火剤、炭酸ガス)

使ってはならない消火剤

水

特有の消火方法

粉塵爆発によって火災が発生した場合は、残った粉塵が舞い上がって火災を拡大しないような対策をとる。

消火活動を行う者の特別な 保護具及び予防措置

自給式呼吸器、眼や皮膚を保護する耐熱性の完全保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

全般的注意事項

鋼材は固体であり、一般的な環境下では漏出することはないが、鋼材の加工等により発生した粉塵/ヒュームは下記に示す措置を実施する事。粉じんの発生は可能な限り避けること。

人体に対する注意事項、保 護具及び緊急時措置

適切な保護具を使用して、粉塵/ヒュームの吸入や眼への侵入を防ぐ。

環境に対する注意事項

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の保護具を着用する。

切断・研磨等の加工で発生した粉塵等は、速やかに回収する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材 鋼材の加工等により発生した粉塵類は、適切な方法で回収した後、漏出を防止する事。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

鋼材を溶接、溶断又は研磨等の加工を行い、粉塵/ヒューム等が発生する場合は、適切な保護具を着用すると共に、必要な局所排気/全体換気を行うこと。

安全取扱い注意事項

使用前に使用説明書を入手すること。
全ての安全注意事項を読み理解するまで取り扱わないこと。
重量物の為、転倒、荷崩れ、落下に注意すること。
鋼材の切断端面及び切削屑等は、「バリ」、「カエリ」などにより皮膚を傷つける場合がある。

溶接作業上の注意

溶接、切断等にもなうアークは火傷を起こす場合がある。

粉塵/ヒュームが発生する場合は、吸入しないこと。

ヒューム・ガス

・”粉じん障害防止規則”によって、アーク溶接作業は、”粉じん作業”として同規則に基づく管理が必要である。

・屋内の溶接では、全体換気装置又はこれと同等以上の装置(局所排気装置、プッシュプル型換気装置など)を設置する。

・なお、粉じん障害防止規則の第11条(局所排気装置の要件)では、フード形式毎に制御風速が規定されているが、溶接作業においてこれだけの吸引風速を得ようとすると、アーク近傍では強い風速を受けて溶接欠陥が発生することがあるので注意が必要である。溶接欠陥を発生しない吸引風速の装置であっても、ヒュームの吸引には有効である。

・粉じん、ヒュームやガスを直接吸入しないように、呼吸用保護具を着用する。その際、発生源から頭部をさけ、風向きを考えて身体を配置する事が望ましい。

・呼吸用保護具を着用する際には、顔面と面体を密着させる。通風の不十分な場所での溶接や、めっき鋼板、塗装鋼板などの溶接では、換気を十分行う。

有害光線

・溶接作業や溶接の監視を行う際には、遮光保護具を使用する。必要に応じて、溶接作業場所の周囲に溶接用遮光カーテンなどを設置して、アーク光が他の人々の眼に入らないようにする。

感電

・溶接中の被覆アーク溶接棒及びワイヤ(ティグ溶接を除く)は、通電状態になっているので触れない。

・絶縁性の手袋を使用する。破れていたり濡れている手袋は使用しない。

・溶接作業場内では、絶縁性の安全靴を着用する。

・被覆アーク溶接棒、ワイヤ(ティグ溶接を除く)の先端、溶接用ケーブルの心線、溶接機の端子などには触れない。

・導電体に触れやすい場所では、濡れた作業衣を着用しない。

・溶接機使用の前には、溶接機の取扱説明書をよく読んで、注意事項を守る。適切な容量のケーブルを使用し、保守点検を行って、損傷したケーブルなどは、修理又は交換する。

火災・爆発

・飛散するスパッタが可燃物、引火性液体などにあたらないように、それらを取り除く。取り除けない場合には、不燃性カバーなどで可燃物を覆う。

・内部に可燃性、引火性液体等の入った容器又はパイプ、並びに密閉された容器又はパイプは、溶接を行わない。

・溶接中及び溶接直後の熱い溶接物には、可燃物、引火性液体などを近づけない。

・天井、床、壁などの溶接の際、隠れた側にある可燃物、引火性液体などを取り除く。

・ケーブルの接続部は、確実に締め付けるとともに絶縁する。又、母材側ケーブルは、出来るだけ溶接を行う箇所の近くに接続する。

・溶接作業場の近くに、消火器を設置する。パールパックは、溶接スパッタなどによって、燃える可能性があるため、必要に応じて上面に難燃性キャップをするか、防火シートを使用するなどの予防措置をとる。

その他

・被覆アーク溶接棒やフラックスを乾燥庫、乾燥炉から出し入れする時、耐熱性の手袋を使用する。

・溶接材料の運搬及び取り扱いに際して、安全靴を着用すると共に、落下及び腰痛に注意する。

・ワイヤの止端部をはずす際、それらの先端部から手を離さない。

・ワイヤの送給状態を見るときなど、溶接トーチの先端を顔に向けない。

保管	接触回避 衛生対策	・溶接部以外のワイヤ(ティグ溶接を除く)が、溶接中に母材、送給装置などの非絶縁部に接触しないようにする。 『10.安定性及び反応性』を参照。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取り扱い後はよく手や顔を洗う事。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 汚染した衣類を再使用する場合は選択すること。
	安全な保管条件	水濡れ、酸、アルカリもしくはそれらを含んだ物質との接触を避ける事。高温多湿の環境を避ける。必要であれば、雨水浸透防止、錆防止のためのシート、カバー、梱包等を行う事。
	安全な容器包装材料	供給者が提供したオリジナル容器と同等の材質による。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
鉄	未設定	第2種粉塵 吸入性粉塵 1mg/m3, 総粉塵 4mg/m3	未設定
酸化鉄			吸入性粒子 5mg/m3
アルミニウム	未設定	第1種粉塵 吸入性粉じん 0.5 mg/m3 総粉じん 2 mg/m3	TLV-TWA 吸入性粒子 1mg/m3(金属アルミニウム及び不溶性化合物)
マンガン	0.05mg/m3(Mnとして)	吸入性粉塵 0.02mg/m3 総粉塵 0.1mg/m3(Mnとして、有機マンガ化合物を除く)	TLV-TWA 吸入性粒子 0.02mg/m3 吸引性粒子 0.1mg/m3
Silicon oxides	未設定	未設定	Germany (as Si fumes) (AGS)0.3mg/m3, (DFG)0.3mg/m3
フッ素	未設定	未設定	Fluorides (as F)2.5mg/m3
Magnesium oxide, fume	未設定	未設定	吸引性粒子 10mg/m3
粉塵	E=3.0/(1.19Q+1) E 管理濃度(単位 mg/m3) Q 当該粉じんの遊離 けい酸含有率(単位 パーセント)	第3種粉塵 吸入性粉塵 2mg/m3 総粉塵 8mg/m3	特に特定されない粒子 吸入性粒子 3mg/m3 吸引性粒子 10mg/m3
オゾン	未設定	0.1ppm, 0.2mg/m3	重労働0.05ppm, 0.1mg/m3, 中労働0.08ppm, 0.16mg/m3, 軽労働0.1ppm, 0.2mg/m3, 重労働又は軽労働0.2ppm, 0.4mg/m3 ≤ 2 hours

金属アーク溶接作業などから発生する、マンガンを含む「溶接ヒューム」は労働安全衛生法特定化学物質(第2類物質)に該当する。国際がん研究機構(IARC)によって「溶接ヒューム」が人に対する発がん性がある物質、グループ1に分類されている。

設備対策

粉塵/ヒューム等が発生する場合、適切な換気対策を実施し、作業環境を確保すること。

保護具

呼吸用保護具
適切な保護マスクや呼吸用保護具
手の保護具
適切な保護手袋
眼、顔面の保護具
側板付き保護眼鏡(必要によりゴーグル型又は全面保護眼鏡)
皮膚及び身体の保護具
適切な保護衣(長袖作業服、安全靴等)

溶接作業におけるばく露防止及び保護装置

保護具

設備対策
全体換気装置又はこれと同等以上の装置(局所排気装置、プッシュプル型換気装置等)を設置する。
呼吸用保護具
適切な呼吸用保護具を着用する。
眼の保護具
・しゃ光保護具を着用する。フィルタレンズ及びフィルタプレートは、溶接作業に合ったしゃ光度番号のものを、JIS T 8141(しゃ光保護具)の使用基準を参考に選定する。必要に応じて、溶接作業場所の周囲に溶接用しゃ光カーテンなどを設置する。
皮膚及び身体の保護具
・JIS T 8142(溶接用保護面)に規定された溶接用保護面を着用する。
・安全帽、保護メガネ、長袖の服、溶接用かわ製保護手袋、前掛け、安全靴、脚カバーなどの保護具を使用する。溶接用かわ製保護手袋及び安全靴は、それぞれJIS T 8113(溶接用かわ製保護手袋)及びJIS T 8101(安全靴)に規定されたものを使用する。

耳の保護具	・エンジン駆動式溶接機を使用した溶接やパルスアーク溶接など、高レベルの騒音を発生する溶接作業を行う際は、JIS T 8161(防音保護具)に規定された耳栓や耳覆い(イヤマフ)のような防音保護具を使用する。
許容濃度	ヒューム、ガス、及びスラグに含まれる可能性がある物質に関して、日本産業衛生学会及びACGIH(American Conference of Governmental Industrial Hygienist:米国産業衛生専門官会議)が勧告している許容濃度を第8項に示す。
ヒューム、ガス及びスラグについて	・ヒュームは溶接材料、母材などを構成する物質の高温蒸気が、大気中に放出され、蒸気全体が急速に冷却固化することによって形成される固体の粒子である。この為、ヒュームには溶接材料及び母材の含有成分が含まれ、溶接材料及び母材の種類によっては、6価クロム化合物、ニッケル化合物等が含まれることもある。ただし、各成分の含有率は溶接材料及び母材とは大幅に異なる。又、ヒュームは単一の元素や化合物としてではなく、それらの複合酸化物として存在する。 ・ガスはシールドガスそのもの、シールドガスや溶接材料がアークからの熱、紫外線によって分解して生成するガス(一酸化炭素、二酸化炭素、オゾン、窒素酸化物など)、表面処理された母材を溶接した場合に、有機物が分解して生成するガスなどである。 ・ヒュームとガスの発生量及び成分は、溶接材料の種類、溶接方法、溶接条件、母材の種類(表面処理を含む)などによって異なる。また、溶接作業環境での濃度は、溶接個所の数、作業場の大きさ、換気条件などの影響も受ける。
ヒューム、ガス及びスラグの有害性情報	急性毒性 ヒューム及びガスによる急性障害としては、涙目、鼻や喉の痛み、頭痛、めまい、呼吸困難、頻繁な咳、胸痛などがある。 通風の不十分な場所でアーク溶接を行う場合には、一酸化炭素中毒や酸素欠乏になり、死に至ることがある。 感作性 慢性毒性 発がん性 ヒュームを吸入した場合、ぜん息などを引き起こすことがある。 ヒュームによる慢性障害としては、じん肺がある。 ヒューム及びスラグ中に発がん性物質が含まれることがある。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	固体
形状	固体
色	灰色
臭い	無臭
融点／凝固点	約1,500℃
沸点又は初留点及び沸点範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	データなし
引火点	引火せず
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分配係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	7
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	通常の使用、貯蔵、輸送では反応性はない。
化学的安定性	300℃以下の通常状態で安定。
危険有害反応可能性	通常状態でなし。
避けるべき条件	加熱、汚染。
混触危険物質	強酸、強酸化性物質、強塩基との接触。

危険有害な分解生成物

金属アーク溶接作業などから発生する、マンガンを含む「溶接ヒューム」は労働安全衛生法特定化学物質(第2類物質)に該当する。国際がん研究機構(IARC)によって「溶接ヒューム」が人に対する発がん性がある物質、グループ1に分類されている。

11. 有害性情報

急性毒性

経口

区分4

毒性値あり:フッ化バリウム(毒性値=250mg/kg), シリコン(毒性値=3160mg/kg)

区分に該当しない:マンガン

製品は、ATEmix計算結果が344.5mg/kgのため、区分4とした。

経皮

吸入

データ不足のため分類できない。

気体:GHS定義による気体ではない

蒸気:データ不足のため分類できない

粉じん、ミスト:データ不足のため分類できない

皮膚腐食性/刺激性

分類できない

区分2:マグネシウム

区分3:マンガン

製品は、(区分1+1A+1B+1C)×10+区分2の成分合計からは区分に該当しないが、毒性未知成分があり、分類できないにした。

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

分類できない

区分2:フッ化バリウム

区分2A:マグネシウム

区分2B:マンガン, シリコン

製品は、危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないが、毒性未知成分があり、分類できないにした。

呼吸器感作性

データ不足のため分類できない。

皮膚感作性

データ不足のため分類できない。

生殖細胞変異原性

データ不足のため分類できない。

発がん性

分類できない

区分に該当しない:マンガン

製品は、危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないが、毒性未知成分があり、分類できないにした。

生殖毒性

区分1B

区分1B:マンガン

製品は、マンガンが0.3%以上のため、区分1Bに該当。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

区分2(呼吸器)

区分1:マンガン(呼吸器), アルミニウム(呼吸器)

区分3:マグネシウム(気道刺激性), フッ化バリウム(気道刺激性)

製品は、マンガンが1%以上、アルミニウムが1%以上のため、区分2(呼吸器)に該当。

区分に寄与しない成分:マグネシウム、フッ化バリウム

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

区分2(呼吸器 骨 心血管系 神経系 腎臓 筋肉系)

区分1:マンガン(呼吸器, 神経系), アルミニウム(呼吸器), フッ化バリウム(骨, 心血管系, 神経系, 腎臓, 筋肉系)

製品は、マンガンが1%以上のため区分2(呼吸器、神経系)、アルミニウムが1%以上のため区分2(呼吸器)、フッ化バリウムが1%以上のため区分2(骨、心血管系、神経系、腎臓、筋肉系)に該当。

誤えん有害性

動粘性率が不明のため、分類できない

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)

データ不足のため分類できない

水生環境有害性 長期(慢性)

分類できない

区分4:マンガン, マグネシウム

製品は、加算法からは濃度限界(25%)未満のため、区分に該当しないが、毒性未知成分があり、分類できないにした。

生態毒性

データなし

残留性・分解性

データなし

生体蓄積性

データなし

土壌中の移動性

データなし

オゾン層への有害性

本成分はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

鋼材の切端などはスクラップとしてリサイクル可能であり、リサイクルすることが適切である。

リサイクルできない場合、本製品は産業廃棄物の”鉱さい”又は”金属くず”に分類される為、管理型又は遮断型の最終処分場に埋め立て処分しなければならない。廃棄に関して一時保管が必要な場合には、水溶性化合物の溶出防止の為、水がかからないようにする事。

汚染容器及び包装

包装材や容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

ヒューム及びスラグの廃棄

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

・ヒューム及びスラグ中には、溶接材料及び母材の種類によっては、6価クロム化合物、ニッケル化合物等が含まれることがある。基準値以上含まれる場合には、廃棄及び投棄に関する法令及び条例などの規則に従う。

・ヒューム及びスラグは、法令に定められた産業廃棄物の”鉱さい”又は”金属くず”に分類される為、管理型又は遮断型の最終処分場に埋め立て処分しなければならない。廃棄に関して一時保管が必要な場合には、水溶性化合物の溶出防止の為。水がかからないようにする。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報	該当しない
Marine Pollutant	Not applicable
Liquid Substance	Not applicable
Transported in Bulk	
According to MARPOL	
73/78, Annex II, the	
IBC Code	

国内規制

航空規制情報	該当しない
陸上規制	該当しない
海上規制情報	該当しない
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属	非該当
書II 及びIBC コードに	
よるばら積み輸送され	
る液体物質	

緊急時応急措置指針番号

航空規制情報	該当しない
	非該当

15. 適用法令

労働安全衛生法

溶接ヒューム、マンガン	特定化学物質(第2類物質)
マンガン	作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
マンガン、アルミニウム	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
シリコン、マグネシウム、アルミニウム	危険物・発火性の物(施行令別表第1第2号)
マンガン、アルミニウム	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
	・アルミニウム及びその水溶性塩(法令指定番号:37)
	・マンガン及びその無機化合物(法令指定番号:550)

毒物及び劇物取締法

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)(令和5年3月31日まで)

マンガン	非該当
	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
	・マンガン及びその化合物(マンガンとして)(法令指定番号:412)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)(令和5年4月1日以降)

マンガン	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
	・マンガン及びその化合物(マンガンとして)(管理番号:412)

水質汚濁防止法

フッ化バリウム、マンガ ン、鉄粉、アルミニウム	有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)
	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
	生活環境汚染項目(法第2条、施行令第3条、排水基準を定める省令第1条別表第2)

消防法		非該当
大気汚染防止法	マンガン	有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申)
外国為替及び外国貿易法	フッ化バリウム、シリコン、マグネシウム、アルミニウム	輸出貿易管理令別表第1の1項 輸出貿易管理令別表第1の4項 輸出貿易管理令別表第1の7項 輸出貿易管理令別表第1の14項 輸出貿易管理令別表第1の16の項
道路法		非該当
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	フッ化バリウム	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
水道法	マンガン、アルミニウム、フッ化バリウム、鉄粉、マグネシウム	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
下水道法	マンガン、鉄粉、フッ化バリウム	水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
労働基準法	マンガン、フッ化バリウム	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
じん肺法	アルミニウム	法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業
土壤汚染対策法	フッ化バリウム	特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)
船舶安全法		非該当
航空法		非該当

16. その他の情報

連絡先	株式会社MonotaRO
引用文献	JIS Z 7252:2019 JIS Z 7253:2019 GHS対応ガイドライン2019年6月(一般社団法人 日本化学工業協会) NITE-Chrip 製造元メーカー提供資料
その他	記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、現時点における化学又は技術に関する全ての情報が検討されているわけではありませんので、いかなる保証をなすものではありません。なお、新しい知見及び試験等により改正されることがあります。また、注意事項は、通常の取り扱いを対象としたものです。全ての化学製品は、未知の有害性があり得る為、取り扱いには細心の注意が必要です。ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定下さるようお願い申し上げます。